

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和 38 年岩手県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（地域振興部文化国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第 4 条 地域振興部文化国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員は、文化国際課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、文化国際課総括課長の定めるところにより、45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休息時間を置く。</p> <p>（本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第 5 条の 3 本庁の部及び局、盛岡地方振興局（土木部岩手出張所、網取ダム管理事務所及び梁川ダム建設事務所を除く。）、県民生活センター、福祉総合相談センター、盛岡農業改良普及センター（岩手地域普及所を除く。）並びに総務事務センターに勤務する職員（第 4 条、第 5 条、第 5 条の 2 及び第 9 条の規定の適用を受ける職員を除く。）のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り）</p> <p>第 9 条 総務部総合防災室、花巻地方振興局農林部、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、食肉衛生検査所、都南の園、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に従事する者で</p>	<p>（地域振興部NPO・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第 4 条 地域振興部NPO・国際課に勤務し、旅券事務に従事する職員は、NPO・国際課総括課長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に、NPO・国際課総括課長の定めるところにより、45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休息時間を置く。</p> <p>（本庁の部等に勤務する職員の勤務時間の割振り）</p> <p>第 5 条の 3 本庁の部及び局、盛岡地方振興局（土木部岩手出張所、網取ダム管理事務所及び梁川ダム建設事務所を除く。）、県民生活センター、福祉総合相談センター並びに盛岡農業改良普及センターに勤務する職員（第 4 条、第 5 条、第 5 条の 2 及び第 9 条の規定の適用を受ける職員を除く。）のうち管理又は監督の地位にある職員等であって別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（総務部総合防災室等に勤務し、特殊な職務又は業務に従事する者の勤務時間の割振り）</p> <p>第 9 条 総務部総合防災室、県南広域振興局花巻総合支局農林部、県民生活センター、福祉総合相談センター、児童相談所、食肉衛生検査所、都南の園、漁業取締事務所、農業研究センター、水産技術センター又は花巻空港事務所に勤務し、次に掲げる職の職務又は業務に</p>

所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間の範囲内で、別に割り振ることができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

従事する者で所属長の指定するものの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、1週間のうち5日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。ただし、業務の都合上やむを得ないときは、1週間のうち6日について、勤務1日につき休憩時間を除き8時間の範囲内で、別に割り振ることができる。

(1)～(9) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。